

お知らせ

米沢市消費生活センターからの情報です。



令和6年2月29日

アパートや住宅を借りるときの注意点

春は進学や就職、転勤などで、新たにアパートや住宅を借りたり、今まで住んでいたアパートから退去する時期です。消費生活センターには、アパートや住宅の賃貸に関する相談が寄せられますが、退去する際、貸主側とトラブルにならないためには、**入居するとき**に契約内容をよく確認することが大切です。

○物件は自分の目でしっかり確認を

パソコンやスマートフォンなどを使って、インターネット上で物件情報を得ることが多いと思います。しかし、借りる部屋の間取りや建物の状況を見るほか、周辺環境や周辺施設、駅までの時間など、広告の情報だけをうのみにせず、なるべく実際に出向き、自分の目で確認してから決めましょう。

○契約書の内容を理解して納得してから契約を

契約書の内容、特に特約条項がある場合はしっかり理解することが大切です。退去時の原状回復はどこまで必要なのかなど、わからない場合は説明を求めましょう。



○入居時の状況をチェック

退去時にトラブルにならないために、退去時だけでなく入居時も貸主や仲介業者などと一緒に部屋の現状を確認し、確認した内容をメモに残すなど記録しておきましょう。傷や汚れがないかチェックし、日付を入れた写真を残しておきましょう。

○退去時はガイドラインをチェック

アパートや住宅を退去する際の原状回復について、年月の経過による変化や普通に使用して付いた傷などの修繕費用は、借主が負担する必要はないとされています。納得できない費用を請求された場合は、国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を参考に、貸主側に説明を求め、話し合しましょう。



こんなことも！

アパートの物件探しと同様に、引っ越し業者をインターネットで探す場合は、複数の業者から見積もりを取って契約先を検討しましょう。下見が必要な場合、費用が必要になることがあるので、事前に確認しましょう。

タダより高いものはない！ 催眠商法(SF 商法)に気を付けて！



消費者庁イラスト集より

催眠商法とは、空き店舗などの締め切った会場に人を集め、日用品などをタダ同然で配って雰囲気を盛り上げた後、冷静な判断ができなくなった来場者に高額な健康器具や健康食品(サプリメント)、布団類などを契約させる手口です。主に高齢者の皆さんが狙われています。この手口に遭い、商品を購入し続けた結果、老後のための貯金を取り崩したり、保険を解約したりしている例が見られます。

主な集客方法

広告チラシなどで「先着〇名様に卵を50円で販売」「新製品の体験会」「健康講座」などと宣伝し、客を集めます

被害に遭わないために

安易に会場に行かないようにしましょう
本当に必要な商品なのかをよく考えましょう
「タダより高いものはない」と肝に銘じましょう

SDGs わたしたちにもできること 小型家電のリサイクル



私たちの日常生活に欠かせない、携帯電話やスマートフォン、パソコンやゲーム機などの電子機器には、金・銀などの貴金属や希少金属(レアメタル)が含まれています。不燃性ごみとして処分してしまうと再資源化することができません。

米沢市では、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(小型家電リサイクル法)に基づき、使用済みの小型家電を回収しています。これまで市役所正面入り口に回収ボックスを設けていましたが、3月1日から新たに市内5か所に回収ボックスを設置します(詳しくは米沢市のホームページ>ごみ・リサイクルをご覧ください)。



不要になった小型家電をリサイクルすることはSDGs17の目標の中の主に**目標2「つくる責任 つかう責任」**につながります。



おかしいなと思ったら、どうしていいかわからないなど一人で悩まず早めにご相談ください。情報提供も受け付けております。

米沢市消費生活センター
市役所内

知ろう レッツゴーにっごり

相談直通電話 **40-0525**

相談受付時間(市役所開庁日) 午前8時30分～午後5時

相談してケロー!

